

令和4年度第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和4年10月6日(木) 午後1時27分から午後2時45分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 令和5年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について(協議)
⇒ 原案のとおり決定。その他, ①免許までのスケジュールを示してほしい, ②漁場計画の最終的な形を示してほしいとの意見があった。

- (2) 全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項について(協議)
⇒ アンケートについては, 2点修正して回答すること, 提案項目素案については意見なしで回答することに決定。その他, ①カワウの駆除について力を入れてほしいという意見や, ②カワウ対策の国予算の本県での活用状況などについて質問があった。

令和4年度第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和4年10月6日(木)午後1時30分～

区 分	氏 名	出 欠
学識経験者	(会長) 福留 己樹夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出水 昭彦	○
漁業者代表	中村 博文	○
漁業者代表	山田 満	○
漁業者代表	下川 智美	○
採捕者等代表	斉藤 千昭	○
採捕者等代表	別府 宏一	×
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 折田 和三	○
学識経験者	吉田 明彦	○
学識経験者	國師 恵美子	○

出席
欠席

9
1

<事務局等>

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	脇田 敏夫
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	板坂 信明
書記（水産振興課漁業調整係 主査）	上今 達矢
水産振興課漁業調整係 水産技師	福元 亨介
水産振興課栽培養殖係 技術専門員	平江 多積

—令和4年10月6日（木曜日）午後1時27分開始—

【開会】

○脇田事務局長

皆さんこんにちは。定刻より若干早いですが、本日出席予定の委員の皆様方ご出席のようなので、ただいまから令和4年度第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は委員10名中9名の出席をいただいております。鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定めております出席者数を満たしてございます。本日の委員会は成立してございます。

それでは注意事項になるのですが、発言は挙手の上、議長の了解を得て、マイクがお手元に届いてから行うようお願いいたします。

それでは議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○福留議長

皆さんこんにちは。前は確か6月28日だったと思いますけども、3月たったわけで、この間に内水面の話題っていうのは、あまり大きな話題はなくて、ただ新聞に載ったのは、高尾野川のウナギのカラー分が出たぐらいでした。全国的に見ると、8月に青森県で、サーモンの養殖場が内水面なんですけれども、豪雨でやられて80万匹って言ってますけども、ほぼ養殖場で持ってたのが全滅してます。大きな被害を受けております。

それと内水面とは関係ないのですが、この前の台風14号で大分県ですごい被害が出て、今のところ、大分県は1億3000万ということを発表してるんですけど、まだそれは集計の途中と行ってますので、かなりの被害が出てるみたいです。

あの台風で県内はさほど被害がなかったのが安心はしております。

今日の議事は少ないんですけども、中身が非常に濃いもんですから、挨拶はこれぐらいにしてすぐに中身に入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【議事録署名者の指名】

○福留議長

議事に入ります前に、議事録署名者について私から指名するという事でよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○福留議長

今回は吉田委員と國師委員をお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

お願いいたします。引き続き、議事に入ります。

【議題1:令和5年漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針について（協議）】

○福留議長

議題1です。議題1は、令和5年漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針についてです。これは協議事項です。県執行部から説明をお願いします。

○水産振興課（福元水産技師）

はい。水産振興課漁業調整係の福元です。私の方から議題1についてご説明をさせていただきます。資料は右肩に資料1とあるものをご覧ください。

令和5年漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針についてということでございます。1ページおめくりください。

内容のご説明の本題に入る前に、簡単に漁業権についてご説明をいたします。

漁業権は、漁業法に基づいて各都道府県知事が免許するものでございます。

漁業権には共同漁業権、養殖を行うための区画漁業権、それから、定置網漁業を行うための定置漁業権の3種類がありまして、内水面に関係があるものは共同漁業権と区画漁業権になります。

共同漁業権には、第1種から第5種までありまして、内水面の場合は、第1種と第5種の共同漁業権をそれぞれ免許しています。

第1種共同漁業権は、藻類や貝類といった、いわゆる定着性の水産動植物を対象とするもので、本県では現在1つの免許をしております。

第5種は、内水面の漁業権で15の漁業権を現在免許しているところです。

区画漁業権は、養殖の免許で指宿の池田湖に、コイ及びフナ養殖で1件免許をしております。

有効期間は、共同漁業権が10年、区画漁業権が5年ですので、令和5年8月末で現在の免許の有効期間が満了いたします。これに伴い、漁業権の一斉切替を行う予定としております。

現在の状況につきましては、免許を受けている各漁業協同組合等に対して、行使実態や新しい魚種等の要望等についてヒアリングを行っております。

漁場計画の案の作成を行っておりまして、それをもって海上保安部や河川管理者等と、公益協議を実施し、令和5年の3月から4月にかけて漁場計画を樹立したいと考えております。

今回ご説明するのは、その漁場計画を樹立するに当たっての基本的な考え方になります。それでは資料に基づいてご説明をいたします。1ページをご覧ください。

漁場計画については、水産庁からの切替に対する技術的助言や漁業法及びその関係通知等、これらに基づいて、水面の総合利用による漁業生産力の維持発展、それから漁業振興という観点から、今後5年及び10年の長期的展望に立って樹立するものです。

まず、漁場区域の表記についてですが、こちらは現在と同じく、基点を緯度経度で示すこととしております。

共同漁業権につきましては、河川の上流部、それから下流部の基点を緯度経度で表記し、橋、堰、それから標識等ですね、物標を基点にしているところもありますので、それらについてはその名称も合わせて記載をすることにしております。

養殖を営むための区画漁業権につきましては、漁場を囲む各点の緯度経度を表記いたします。

続いて、それぞれについて見ていきます。共同漁業権に関し、関係地区は、原則として現行の関係地区といたします。

共有漁業権とありますが、1つの漁業権が設定されている河川に、複数の漁業協同組

合が存在する場合は、それらの者の共有漁業権として免許をいたします。基本的には、1つの河川に1つの漁業権という考え方でございます。

漁業種類につきましては、第1種、それから第5種共同漁業権ともに、原則として現行の漁業種類を対象といたします。利用実態がない又は適切な管理が行われていない漁業種類については、漁業権内容から除くこととしております。

次の漁場区域は、こちらは原則として現行の漁場区域といたします。2ページの方が第5種共同漁業権、河川の漁業権ですが、こちらも原則として現行の漁場区域といたしますが、新規漁場や区域拡大といった要望がある場合には、その水域で採捕実態があり、かつ、その要望する水域が水産動植物の増殖に適している、さらに、その免許を受けた者が行う増殖計画が確実に実施されるということが見込まれる場合には、漁場計画の樹立を検討いたします。

続いて、3番の区画漁業権についてです。こちらは2漁期以上行使のない漁場又は行使見込みがない漁場については、漁場計画を樹立しない方針としております。

新規の漁場については、地域の漁業振興上、特に必要があり、かつ、環境保全上及び社会経済上問題がないと判断される場合には、漁場計画の樹立を検討いたします。

漁場の区域は必要最小限の区域となるように設定をいたします。

続いて、魚類養殖につきましては、コイの養殖につきましては、コイヘルペスウイルス病、KHVと言いますけれども、この発生リスクを伴うことから、原則としては認めない方針としております。ただし、現行の免許を受けた者が、まん延防止対策を実施した上で、コイ養殖を既に行っている場合、又は既存の魚類養殖の中で、コイに魚種転換をしようとするもので、まん延防止対策が十分に措置される場合には、漁場計画の樹立を検討いたします。

その他になりますが、ウナギ漁業につきましては、近年のウナギ資源の状況を鑑みて、資源保護についてですね、遊漁規則や行使規則で採捕期間等に制限を設けるように指導をする方針です。これは現行の委員会指示で、10月から2月を禁漁期間にしているものになります。

コイ漁業につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点から、いわゆる種苗放流の自粛というものを指導することとしております。説明は以上になります。

○福留議長

県からの説明が終わりましたけど、本協議事項に関して、ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

確認しておきますけど、今、私たちに求められているのは、この樹立方針と書いてありますけど、これについて、この方針でいいかどうかということで協議してくれていることですよ。

○水産振興課

はい。

○福留議長

それと、私は漁業権の切替の仕事に今まで関与したことがないんですけども、海面も内水面もないんですけども、最初からちょっと違和感があるのが、その漁場計画の樹立方針という、この「樹立」という言葉なんですけども、当然、国からきてることなので

樹立と書いてあって、各県とも樹立ということで出してるんですけど、この樹立という言葉は、内水面の方々には当たり前の言葉なんですか。組合長をされている委員の方が3人いらっしゃるから、内水面の人にとっては樹立という言葉は、一般的に素直に受け入れられることなのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

まずは出水委員よろしいでしょうか。

○出水委員

この標題になっております議題の1の部分で書いてございます令和5年漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立の方針についてという文言ですが、漁場計画の樹立という言葉でしたら、素直に胸に入るものだというふうに思います。

この切替が10年ごとの切替でございますので、今現在、組合長をなさってる方が携わってないということもあり得るかと思えますけれども、(組合活動の)基本になる共同漁業権の免許の切替でございますので、これはそれぞれ基本的なこととして十分理解されているというふうに思います。

○福留議長

ありがとうございます。中村委員も山田委員もほぼ同じような感じですか。

○中村委員及び山田委員

はい。

○中村委員

私も今度8年目なんですけど、なりたての頃はさっぱりわからず。やっぱ10年はもう組合員も大分年を取ってきて、先が見えてきてるので、この10年を5年と短期間に切り替えていったほうがいいんじゃないかなと私は思います。

色々と河川でも問題が起こってきますから、昔と今とでは全然環境も違うし、そう考えると10年じゃなくて、最低でも5年ぐらいがいいかなと思っております。以上です。

○福留議長

それでは、この方針自体についてのご意見とかご質問等があれば、引き続きお願いいたします。

○出水委員

それでは、1ページの共同漁業権の中の(3)②について、第5種共同漁業権の中で、原則として現行の漁業種類を対象とするとあります。ただいま、中村委員よりありましたように、この共同漁業権の期間というのが、実質10年の切替でありますので、その際に、漁業権魚種を設定するのは、今後10年を見据えたものを考えて、今度の切替で申請しなさいという形になるわけですが、結構、10年という期間は長く、先ほど5年という言葉がありましたけども、この漁業権切替自体が10年であるというのはもう変わらないわけでございますが、中間見直しというようなことが可能なかどうか。いかがなんでしょうかね。

○福留議長

県からお願いします。

○福元水産技師

はい。ご質問ありがとうございます。

この漁業権の免許期間中の途中の漁場計画の変更という形にはなりますけれども、原

則としては変更を行わずに10年の単位で免許すべきものであります。例えば、震災があったりとか、そういった外的要因がある場合には、その都度また検討していくのかなというふうには考えておりますが、基本的には10年の免許期間中に変更というのはないのかなというふうに考えてます。

○福留議長

出水委員よろしいでしょうか。他にご質問とかご意見とかお願いいたします。

私から質問じゃなくてお願いなんですけども、今後、この漁業権一斉切替のスケジュールに沿って、今からこの委員会が関与していくわけなんですけども、例えば、今日の会議でも、来年の8月に最終的には免許になると思うんですけども、それまでの間のスケジュールが多分2月おきくらいにずっとあると思うんですね。

聴き取りとか色々な手続があると思うんですけど、その来年8月までの流れの中で、今日のこの方針の決定がどういう位置付けになるのかということ、内水面関係の組合長さんの委員の方々は分かると思うんですけど、そういったことに携わってない方には、全体の中のどこを議論してるか、流れが分からないんですよ。

お願いっていうのはですね、これが滋賀県の内水面漁場管理委員会に出されたスケジュールの表です。これは滋賀県の場合なんですけども、この中で来年8月までの予定が書いてあって、この黄色っぽい部分が、法律に基づいて対応する部分ということなんですよ。

流れがあって、その赤で囲んだ部分が本日の議題となっていて、非常にわかりやすいんですね。自分たちが今何を話し、どういうスケジュール中のどの位置付けのことを今話してるかっていうのが、この滋賀県の場合は、出されてるんですよ。

これは滋賀県のホームページからダウンロードできますので、できればこういうのを出していただければと思っております。

これは単なるお願いなんですけども、委員の方にこの資料を回しますので、ご覧ください。

○福元水産技師

すいません。ご指摘とアドバイスありがとうございます。

確かに漁業権の切替に向けて、本格的な協議というのが今回初めてで、その前に当たってのスケジュール感とか、そういったことをご説明してなかったのも、そこは申し訳ありませんでした。

委員会が終わった後に、内容を整理して各委員の皆様方にお送りしたいと思います。

今後、また、公益協議だとか、漁場計画の公示とか、そういったところで頻りに内水面漁場管理委員会の方にお諮りすることになりますので、本委員会が終わった後に皆様にスケジュール感についてはお送りしたいと思います。

○福留議長

それはぜひお願いいたします。他に質問とかご意見とかあればお願いいたします。

國師委員、お願いします。

○國師委員

すいません、國師です。分からなかったので質問なんですけれども、ちょっと話が戻ってしまうんですけども、この5年10年の切替ってということに関して、漁業者の方々から、できるだけもっと短期間での変更が可能であればって話だったんですけど、実際、それが変更可能なかどうか、鹿児島県としてですね、あと、その場合に、どれだけ県

として対応ができるのか。漁業者の方々のご意見を聴いてたら最もだなと思うんで、私もちょっと素人で分からなかったんですけども、法律としてそういうのは対応可能なんですかね。教えていただければ。お願いいたします。

○福元水産技師

少々お待ちください。

○福留議長

執行部で調べますので、5分ぐらい休憩しましょう。

－休憩－

○福留議長

再開いたします。事務局からの説明をお願いします。

○福元水産技師

はい。すいません。漁業権の存続期間についてなんですけれども、漁業法75条の方に、存続期間として共同漁業権にあっては10年、その他の漁業権にあっては5年とするというふうに法律の中に定められてますので、県で独自に短くするっていうのは、現状ではできない状況にあります。

○福留議長

國師委員，よろしいでしょうか。

○國師委員

共同漁業権として10年というのは理解したんですけど、中村委員がいつもおっしゃる義務放流量の数につきましては、この10年がかかってくるのでしょうか。

○福元水産技師

放流量につきましては、免許する前に増殖基準量として、今後10年の放流目標数量として設定することになってます。お話しましたように、各漁業協同組合の方に、今、行使実態のヒアリング、切替に向けてヒアリングをしてるところなんですけども、そこで増殖基準量をこの数字でということ、それぞれの組合長さんにお話をしている、様々な意見がありまして、まだ全体がちょっと終わっていない状況なので、まず、増殖基準量については、意見をできるだけ反映できるように検討しようと思っております。

10年の間に、その数量を一切変更できないかっていうと、そうではなくて、その年の状況を鑑みながらということで、基本的には、この法律の10年というのは、直接かかっていないということになります。

○中村委員

前は、ここで決まってるから変更はだめと言われたよ。

○福元水産技師

経営の状況とか、その河川の状況とか、そういったものを鑑みて、放流数量については、毎年定めるといふふうになってまして、今度の令和5年切替に当たって、水産庁から出された指針の方には、稚魚放流だけではなくて、産卵場の造成とか、そういったものも含めるといふふうにはなってますので、この放流のあり方については、まだ検討する余地があるのかなというふうには考えております。

○福留議長

國師委員，よろしいですか。他にご意見，ご質問等はないでしょうか。

はい，事務局から追加説明をお願いします。

○脇田事務局長

すいません。先ほど，國師先生からご質問があった存続期間の関係ですけれども，漁業法75条1項の方には，それぞれの共同漁業権とかに対しての免許の期間が書いてあるんですけれども，2項の方にですね，都道府県知事が各海区漁場計画又は内水面漁場計画において，今の期間より短い期間を定めた漁業権を設定することはできるということもなってますので，必ずしもその10年5年という期間に縛られるということではないようです。

ただ，ここの2項でいう存続期間についても，例えばの話ですが，初めて新規で設定したときに，調整上とか資源管理上とか，そういった意味で必要がある場合に短く設定できるような捉え方になってるようですので，単純に短くできるとかそういうことではなく，その漁業をされる実態に合わせて検討がなされるということなんでしょうけれども，鹿児島県においては，現在は漁業法の存続期間で設定しているところであります。

以上，補足させていただきます。

○福留議長

出水委員，お願いします。

○出水委員

すいません，放流量のことで，この10年間にあったこととお話したいと思います。

それぞれ放流量につきまして計画を立てて，それで毎年放流しますという増殖計画を実施したわけなんですけれども，この10年の間にですね，稚魚，特にアユの不漁，県全体で獲れなかったというときがありまして，その際には，実質的に獲れた量で，県と協議をしたりして，内水面漁連の方からも協議をしてですね，実質的にできるところで抑えてきました。

また，経営的なところで，なかなか厳しいところも出てきてですね。そういったところについては，ある程度個々にご相談をしたというようなこともございます。

これから，今後10年の切替の際に考えておかなければならないなど，特に思うのは，漁獲量につきましては，その年々の実績になりますので，見据えることができないわけなんですけれども，経営的な側面で，実質的に持続可能な放流量，経済的な範囲で計画を決めて10年やっていこうということが大事なのかなと思います。

そうでないと，5年でもうお手上げになりますというようなことではなくて，少なくとも10年は継続できる形で計画を立てるということを各漁協にお話をしていくことが大事なのかなというふうに思います。

○福留議長

何か事務局から付け加えることはありますか。

○福元水産技師

はい。義務放流につきまして，経営的側面ということで出水委員がおっしゃられたとおりだと思うんですけれども，そのやり方についても，今考えてるところでもありまして，可能な限り，その組合の運営が傾いてまで放流しなさいということではなく，それ

は本末転倒でありますので、その考え方については検討してるところなんですけども、漁業権の免許までに検討を重ねていきたいというふうには考えております。

○福留議長

出水委員，よろしいでしょうか。

○出水委員

はい。

○福留議長

他にご意見とかご質問とかないでしょうか。折田委員お願いします。

○折田委員

先ほどの福留委員の要望と重なるかもしれないんですが、この漁場計画の樹立という形で最終的な出口のイメージがですね、いまいちちょっと分からないので、こういった形の表現で計画としますよといったいうのものがあれば、早めにご提示いただければありがたいかなと思います。

○福元水産技師

はい。ありがとうございます。イメージとしてはですね、各漁業種類，第1種か第5種か，それから，こういった魚種を指定するか，あと，漁場の区域とかですね，そういったものを一覧表の形にして定めることになっております。

そのイメージにつきましても，現在の共同漁業権が免許されたときに，事前に公表ということで県の公報には掲載しておりますので，その資料を抜粋して，このスケジュール感と一緒にお示ししたいなと思います。

○福留議長

折田委員よろしいでしょうか。

○折田委員

はい。

○福留議長

他にご質問とかご意見とかないでしょうか。

それでは議題1の令和5年漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立方針については，原案のとおり方針を決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

ありがとうございます。では，そのように決定いたします。

【議題2:全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項について】

○福留議長

次に議題2です。全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項についてです。これも協議事項です。事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（上今書記）

はい、事務局の上今です。まず、私から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。資料2をお願いいたします。

この全国連合会は、その名のとおり、全国各県の内水面漁場管理委員会で構成されている団体です。

この連合会を3つのブロックに分けておりまして、東日本ブロック協議会、中日本ブロック協議会、そして、西日本ブロック協議会というものがございまして、当県は西日本ブロック協議会へ所属しております。

この西日本ブロック協議会は、11月に愛媛県で開催予定でしたが、書面開催が決定しております。

11月のこの協議会の書面開催に先立ちまして、貴委員会に協議させていただくものです。

それでは、資料の1ページをお開きください。今回の議案でご協議いただきたいことが3点あります。四角囲みをご覧ください。

1点目が各都道府県に対するアンケート調査の内容について、2点目が国への令和5年度提案項目に係る追加・意見について、3点目が西日本ブロック協議会における照会・協議事項についてです。

ここにも記載がありますとおり、アンケート調査の依頼がありましたので、当県執行部から回答の説明をさせていただきます。資料は24ページをご覧ください。

水産振興課栽培養殖係の平江技術専門員と漁業調整係の福元水産技師に説明をお願いしたいと思います。まずは、平江技術専門員からお願いいたします。

○水産振興課（平江技術専門員）

はい。水産振興課栽培養殖係の平江です。よろしくお願いいたします。資料24ページで説明させていただきます。

このアンケートに先立ちまして、県は、全市町村に対して、内水面漁業養殖実態調査及び外来魚・カワウ調査について調査をしております。その市町村から返ってきた調査結果に基づいて、このアンケートを作成してございます。

1番目の外来生物についてですけれども、①の表にありますとおり、鹿児島県としましては、報告のある漁業権件数として、6漁業権、括弧書きは13となっておりますけれども、これは非共同漁業権漁場の報告件数となっております。

特定外来生物としましては、オオクチバス、ブルーギル、あと、カダヤシ、その他の外来生物としまして、ホテイアオイ、その他というふうになっております。

このその他としましては、一番下の方に書いてますとおり、ティラピアの報告がありました。

2ページ目の②把握している外来生物対策について、課題あるいは問題点があればということで書いております。

対象魚種としましては、ブラックバス、ブルーギル等になってまして、県の補助事業としまして、内水面資源保全対策事業ということで、県が2分の1、地元が2分の1出しまして、事業主体は出水の広瀬川漁協と、県内水面漁連が川内川と網掛川で駆除しております。

方法としましては、釣りとか、投網、刺し網等です。

この効果につきましては、ここに書いてますとおり、広瀬川漁協でバス803尾、ブルーギル2,092尾など、記載のとおりでございます。

課題についてですが、長年継続して駆除活動に取り組んでおりますけれども、1度に大量に駆除することができないということ、あと、駆除には釣りをするので、そういったマンパワーが足りないこと、効果的な駆除手法が確立されていないということのアンケート結果がありました。

③ですけれども、外来魚の再放流につきましては、キャッチアンドリリースの禁止についてということで蘭牟田池で表記のとおり書いております。外来魚の回収ボックスを設置してございます。

次に、飛ばして3ページ目です。魚病についてです。26ページですね、すいません。①アユの冷水病、エドワジエラ・イクタルリ症、異形細胞性鰓病、KHV、コイヘルペスウイルス病の発生等について報告ですけれども、令和元年、2年、3年ってというのは、これらの病気についての発生はありませんでした。

特に、コイヘルペスウイルス病については、近年、天然水域での斃死は発生しておりませんということです。

27ページです。鳥類による食害対策についてということで、カワウの生息数と被害額について実態を把握していますかということで、各市町村のアンケート結果です。

生息の数については不明ということなんですけれども、実態としては変化をしてないんじゃないかなということですね。いろんなご意見があるんですけど、県内全体としてはそういうことです。

被害魚種としては、アユ、オイカワ、あと、ウグイ、ウナギ、コイ、フナ等々、ありとあらゆる魚類がターゲットになってるということです。

被害額についても、額が出ないということで変化はなしというふうに書いております。

②カワウ対策について、駆除又は追い払いを実施している場合はということですが、書いてますとおり、事業名は食害生物被害緊急対策事業、これは令和元年、令和2年です。令和3年からは事業名が変わりまして、内水面資源保全対策事業ということです。

先ほどお伝えしましたように、釣りとか網でブルーギルとかブラックバスを採捕・駆除するということで、事業主体は広瀬川漁協等です。

あと、カワウの駆除につきましては、ロケット花火による追い払いなどをしてございます。

ちなみに、令和3年のカワウの駆除数については、2,360羽を駆除と言いますか追い払いをしております。

③です。②で駆除又は追い払いを実施している場合、その成果についてということで、四角で囲んでますBとCですけど、駆除又は追い払いをしているが、被害の減少には至っていないし、効率的な駆除手法が確立できていないという結果になっております。

続きまして、28ページです。④カワウ協議会についてですが、県の状況について回答願います。

Bの広域協議会に参加していないので、参加したい、もしくはCの広域協議会に参加しておらず、また参加の必要性まで感じていないということで、BとCで回答しており

ます。

⑤鳥類による食害全般の被害報告ですが、下の表の鹿児島県です。16漁業権のうち11か所、カワウについては11か所で、(8)というのは、非共同漁業権漁場です。サギが1件という被害状況です。河川では、アユ、ウナギ、オイカワ等の食害報告がございます。

駆除については、銃とか無双網による駆除、花火や空砲による追い払い、テグス張りによる侵入防止などを行っているということです。

29ページです。漁場環境の保全及び啓発についてということで、AからKまでありますけど、その他の自由記載としまして、記載しております。

河川水産生物の生息環境の悪化により、隠れ家や餌料生物の減少が指摘されており、河川生態系の保全・改善のため、河川生物に配慮した護岸工事や水域の連続性に配慮した魚道等の設置を求められているということです。

あと、③ダム、魚道等、河川工作物で問題となっている事例について回答願いますということで、Cで回答しています。魚道の機能不全として、落差工、堰堤ではアユやウナギ等の遡上が阻害されている。また、魚道があったとしても、その魚道の目詰まりなどによって、魚道機能の低下が見られるというご意見がありましたので、アンケートとして回答しております。私の担当については以上です。

○福元水産技師

はい。続いて、漁業調整係の福元の方から30ページ以降のウナギの資源回復についてというところでご説明をいたします。30ページをご覧ください。

1番、ウナギが漁業権魚種として設定されている漁業権免許の数は、全漁業権が16件ありますが、そのうち1件を除いて15件となっております。

その1件の方は、第1種共同漁業権ということで、主にシジミの免許をしているもので、これを除いて15件というふうになっております。

2番、平成24年以降、シラスウナギの採捕数量の減少や価格高騰で、増殖目標数量を達成できなかった事例があるか、その場合の対応についてということでございますが、こちらはシラスウナギの不漁とか、放流用種苗の確保が困難だったということで、Aのありを選択し、状況については聞き取り等で状況を把握して、経営状況等を鑑みながら、実施可能な取組みを行うように指導しております。

3番は、「あり」と回答した時に、今後も採捕量が安定せずに、増殖目標数量が達成できない状況が続いた場合は、どのような対応を考えているかということで、こちらはEの種苗放流以外の増殖手法を検討しているとしております。

石倉の設置等を行って、増殖手法として効果的であるかというところを、水産庁事業等も活用しながら、調査をしているところです。

続いて4番、下りウナギ、いわゆる産卵のために河川から海に下っていくウナギを保護しているかどうか、対策をしているかどうかというところですが、本県の場合は、10月から2月の間で、全てのウナギの採捕を委員会指示によって禁止しておりますので、平成30年7月以前から対策を取っているというところで回答しております。

次に、5番で、その具体的な内容としましては、内水面漁場管理委員会指示、それから、各漁協の遊漁規則変更の検討依頼、また、内水面だけではなくて海の方でも同様に

指示を出しておりますので、その他として海区漁業調整委員会指示で規制を行っております。

6番7番については回答する必要がありませんので、ご説明については以上になります。

○上今書記

どうもありがとうございました。引き続き、提案項目素案について説明します。この提案項目素案につきましては、事前に資料を配付させていただいた関係で簡潔に説明します。

資料の4ページをご覧ください。外来魚対策について記載があります。資料の7ページをご覧ください。こちらは魚病対策についてです。10ページをご覧ください。鳥類による食害対策についてです。12ページをご覧ください。河川湖沼環境の保全及び啓発についてです。17ページをご覧ください。放射性物質による汚染対策についてです。19ページをご覧ください。ウナギの資源回復についてです。最後に22ページをご覧ください。内水面漁場管理委員会制度についてになります。今回、概ね内容の大きな修正はないところですが。

以上の提案項目につきましては、7つの大項目があり、大変多岐に渡るところです。

最後に23ページをご覧ください。この提案項目作成にあたっての考え方が記載されております。こちらの内容にご留意ください。

また、この西日本ブロック協議会における照会や協議事項がありましたらご提案ください。今回の協議をもって全国の事務局へ回答することとなります。説明は以上になります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○福留議長

事務局等からの説明が終わりました、ただいまの説明について、ご意見ご質問等があればお願いいたします。

私からよろしいでしょうか。通算の27ページの②のところなんですけども、カワウ対策について質問ですけれども、苦情又は追い払いを実施してる場合はって聞かれてるわけですね。まず質問はですね。

下の回答の欄を見てると、駆除数ってなってるわけですね。これは追い払い数じゃないんですか。間違いですか。

○平江技術専門員

はい。そのとおりです。追い払いだけをしております。確認いたしまして、駆除数ということじゃなくて、追い払い数という形で表記させていただきたいと思います。

○福留議長

はい。正確に書いていただければ。

それから、次の通算28ページの④なんですけども、カワウ広域協議会について、県の状況について回答願いますって書いてある質問なんですけども、複数回答可とは確かになっているんですけども、BとCの回答としてあって、BとCは全然違うことですね。

どっちなのって聞かれた時に、県として回答するときに、BなのかCなのかで違ってくると思いますよね。

Bであれば協議会に参加したいのであれば、協議会があるときに鹿児島県として、誰

か内水面関係者が行くのか県が行くのかは分かりませんが、結局、行かなきゃいけないようになってきますね。

必要性を感じていなければ、別に行動を起こさなくていいんですけども、全然違う対応になると私は理解するんですけど。

BとC、この2段書きになってる意味があるんでしょうか。

○平江技術専門員

すいません。これはですね、昨年度もこういう形で記載をしていて、B又はCという形で回答してるんですけども、おっしゃるとおり、どちらかにした方がよいということであれば検討したいと思います。ここは回答を保留にさせていただいてよろしいでしょうか。

○福留議長

はい。わかりました。多分、カワウ協議会って岐阜とか滋賀とか、ああいうところが中心となった協議会だと理解しているんですけども。九州では、せいぜい大分と熊本ですかね、多分行ってないと思いますけども。曖昧なままにしておく項目じゃないものだから、行かないなら行かないで結構なんですけども。

ここでは答えられないということで、どちらかに整理してください。

○平江技術専門員

どちらかに整理したいと思いますが、県としまして、そういった参加するに当たって予算措置とかしてごさいませんので、できれば行きたいんですけども、今のところ行ってないという状況ではあるので、昨年もBとCというふうに、曖昧な形で回答して、今年も同じような回答をさせていただいているところです。

○福留議長

ちなみに、この協議会は、先ほど言いましたけど、県が参加するんですか、県職員が参加するんですか。

○平江技術専門員

すいません。よく調べまして回答します。

○福留議長

はい。負担が増えますので、そこんところを整理して、ちょっと教えてもらいたい。

他に質問とかご意見とかあればお願いいたします。

○山田委員

今、カワウの件で色々議論されていたんですけども、私達、川内川上流漁協はですね、このカワウの被害っていうのは1番問題になっている漁協の1つです。

多分、他の漁協さんもそうじゃないかと思うんですけども、今、会長さんが言われたように、このことは、はっきりとしていただいて、駆除の方法を何とか見いだしていただきたいなっていうのが、切なお願いです。

なぜかと言いますと、私達もアユの放流にしろ、ウナギの放流にしろ限られたお金の中で、放流を一生懸命やってるわけです。

しかしながら、今、自分のところにくるのは、本当に魚がいるのっていう意見しかないんです。

僕としては、皆さん、川に行ってくださいと。川に行けばカワウがいっぱいいるでし

よと説明をしております。何でかと言うと、カワウは餌があるから来るわけですよ。

ということは、もう釣り人が行くと、その前にカワウの方が先に来て、朝も晩も魚を食べて、また移動すると。カワウも頭がいいもんですから、人影を見たらすぐ逃げていく。そして、銃を使えないところで魚を食べるという形で、非常に困っております。

やっぱり、この取組みとしては、もうちょっと力を入れて欲しいなっていうのが、私からの意見です。以上です。

○福留議長

事務局からは今何かありますか。結局、山田委員がおっしゃるのは、非常に深刻な問題なんだと、現場はですね。例えば、協議会に入って、その新しい駆除方法の情報とか、そういった感じの情報を入手できれば、現場で使えるものがあれば、自分たちは助かるんだけどもなっている意見なわけです。1つの意見として取り扱います。

○平江技術専門員

はい。承っておきます。

○福留議長

他に質問とか意見とかないでしょうか。國師委員、お願いします。

○國師委員

國師です。すいません、また、話が戻ってしまうんですけど、私も川内川は漁業者さんの船に乗せてもらって、ずっと上流から見てたら、やはりカワウの被害がひどくて、木とかも全部カワウの糞で白くなってるなっていう印象を受けてるんですけども、今、ご説明のあった11ページのところに、農水省からの回答でカワウ対策として1.4億円確保しているってことなんですけども、鹿児島県として、この予算の助成金に対して、何か申し込みとか、鹿児島県でカワウ対策で確保できてる予算っていうのはありますでしょうか、教えてください。

○平江技術専門員

はい。カワウ対策につきまして、外来魚とカワウ対策ということで、185万円の県の補助を予算化しております。

○國師委員

はい。予算の使い方ってのは、今後、検討していくってことですか。

○平江技術専門員

現在、行っております外来魚・カワウ対策、それに使っております。

例えば、先ほど言いました広瀬川とか、内水面漁連が事業主体となってやっています川内川、あとは網掛川の外来魚駆除等にこの予算が使われてるということになります。

県の単独事業として実施しております。

○福留議長

他に質問とかないでしょうか。折田委員、お願いします。

○折田委員

すいません、ちょっと今の関係でですね、ここの場合だと農水省の方が定額補助として1.4億円確保とあるんですが、現在の回答ですと、県単事業ということで、全額県費ですよね。

となると、その国からの補助事業っていうのは、別途あるというか、そういう項目っ

ていうのがあるということでしょうか。

○平江技術専門員

そうですね。すいません、調べてみます。直接的にカワウと外来魚に充てる事業については、現在やってませんが、その他で、その内水面漁協に対する補助についても、国がやっているカワウ対策事業費補助を県の事業として引っ張ってこれるかどうかって話ですよ。これもこちらで調べて、後で回答させていただきたいと思います。

○折田委員

そうですね。概算要求のときに、対象事業とかも、すでにスキームみたいのがあるでしょうから、そこを調べていただいて、活用できるのであればですね、そういうのも利用していただければなと思います。

それと別にですね、先ほどから出されてるそのカワウの協議会なんですけど、私もこれを読んで、ちょっと気になっていて、中ほどで現在、東北、関東、中部、近畿、中国の各ブロックにというのがあるんですけど、ここ九州がないんですけど、九州ブロックの広域ってのは、そもそもないんでしょうか。

○出水委員

はい。

○福留議長

出水委員からお願いします。

○出水委員

おっしゃるとおり、九州四国ブロックはないんですよ。

特に、九州単独で考えますと、各県の県連の協議会や漁連があるところとないところがありまして、長崎、佐賀の方が県内水面漁連がないというようなところがございます。

あるところだけでやったらどうかという形で今進んでおりまして、県連の方が九州の中で作りましょうという動きをしております。そういう段階でございます。

○福留議長

ありがとうございます。折田委員よろしいでしょうか。

○福留議長

はい。他にご意見とかご質問とかないでしょうか。

それでは、特に意見がないようですので、全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項については、アンケートは原案のおおではなくて、1つは通算27ページのカワウ対策のところの文言を若干修正して、駆除ではなくて追い払い数として、それからもう1つ、通算28ページの一番上の④のカワウ広域協議会に参加するのかしないのか、あるいは先ほどあった新しいニュースとして出水委員が言われたように、そういう動きが九州でも少しありますよということがありましたので、現状に合ったように修正していただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○福留議長

では、そのように全国内水面漁場管理委員会連合会事務局に回答することとします。

【その他】

○福留議長

その他です。本日の付議事項は以上となりますけれども、委員の皆さんから何かありますか。出水委員お願いします。

○出水委員

今、何回もカワウが出ましたが、私どもの漁協の方にですね、1週間ぐらい前の夕方7時過ぎだったんですけども、鵜を使った漁をしているのがいると。

あれはいいのかという通報がございまして、できる漁法としては、釣るか網かでありますので、鵜を使った漁というのは許可してないところで、早速見に行ったんですけども、30分ほど過ぎとったのか、真っ暗で誰もいないというような状況でございました。

カワウを使うというような非常に特殊な漁の方法は、もう慣れた人で、国の免許を持ってるとような鵜飼いの方々が全国にはいるというような話を聞くだけでですね。

実際、目にしたことはないのですが、見ればなと思ったんですけども、県内でそのような方々が来られてるといいますか、そのような通報があったのかどうかをお聞きしたいです。

誰でもできるというようなものではございませんので、主に県外から来られてるのかなと思います。いかがでしょうか。

○福留議長

事務局で何か情報がありますでしょうか、あればお願いします。

○板坂事務局次長

すいません。事務局としては、特にそういった通報だったり、情報っていうのは、現在で聞いたものはないです。

○出水委員

何かあれば教えてください。

○板坂事務局次長

はい。気をつけておきます。

○福留議長

出水委員、よろしいですか。それでは、他の委員の皆さんからご質問とかご意見とかないでしょうか。

事務局から何か追加しての発言とかありますでしょうか。あればお願いします。

○脇田事務局長

ございません。

○福留議長

わかりました。

【閉会】

○福留議長

他にないようですので、これで第4回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

○脇田事務局長

どうもありがとうございました。これをもちまして、本日の委員会を閉会します。

－令和4年10月6日（木）午後2時45分閉会－

議事録署名者

会長

委員

委員